

(別紙様式1)

契 約 書 (案)

(契約の目的)

発注者 社会福祉法人鶴風会理事長松尾賢二 (以下「甲」という) は、
受注者 (以下「乙」という。) と、
下記各項及び次の条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入
(搬入の場合も含む。以下同じ。) するまでに要する費用は、契約金額中に含むもの
とする。

記

- 1 件名 東京小児療育病院ユニフォームリース×1式の整備
(別紙「内訳表」のとおり)
- 2 契約金額 円 (うち消費税等額 円)
- 3 契約保証金 免除 (下記第1条の規定による。)
- 4 契約期間 令和3年6月1日から令和7年3月31日まで。
※一部契約の始期については、令和3年10月1日から。

(契約保証金)

第1条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、
前記の金額を契約保証金として、契約金額の100分の10以上を現金又は国債
をもって契約締結の際、甲に納めなければならない、但し、甲において特に一部
又は全部を免除させることができる。

(納入場所及び期限)

第2条 現品納入及び期限は、次のとおりとする。
場 所 東京都武蔵村山市学園4-10-1
東京小児療育病院
期 限 令和3年5月28日 (金)
※リハビリテーションについては、納品時期を別途協議する。

(納入検査)

第3条 乙は、現品を納入しようとするときは、あらかじめ希望検査日時、場所、品名
数量等必要事項を甲に通知し、立会の上検査を受けなければならない。
但し、乙に差支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾
を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査
をするものとする。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示 (図面、仕様書等) のとおりであって、甲が行う検査
に合格したものでなければならない。

4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第 4 条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領して、乙にその受領証を交付したときに移転する。

- 2 現品が指定場所に到達し、到達確認証明書が発せられるまでの現品亡失穀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限りではない。

(不合格品引取)

第 5 条 乙が、甲の施設を利用して第 3 条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後、何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用一切は乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第 6 条 乙が、第 8 条以外の事由によって、第 2 条の場所及び期限内に合格現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して期限内に延期を請求することができる。この場合甲は特に事情止むを得ないものと認めるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第 7 条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年 8. 25 パーセントの割合で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第 8 条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第 2 条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、その請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第 9 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

- 2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。この場合、第 1 条の契約保証金は国庫に帰属せしめる。但し、契約保証金を納付していないときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期限内に国庫に納付しなければならない。

- (1) 第 6 条及び第 8 条に規定する外、第 2 条の期限内に合格品の受渡を終了しないとき。

- (2) 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に降し、乙又はその代理人もしくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。
- (5) 第 14 条に違背したとき。

(損害賠償)

第 10 条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。

2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で工事又は製作等に着手後、第 9 条第 1 項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、相当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

(契約金額の支払)

第 11 条 甲は、第 4 条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から、90 日以内にその対価を乙に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第 12 条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年 8.25 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第 13 条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約の履行を他に承継せしめ、又はこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、この契約の履行に降し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(瑕疵担保責任)

第 15 条 甲は、施工工事内容及び納入現品について、納入後 1 箇年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、或は修理させ又は損害賠償金として、甲乙協議の上決定した金額を支払わせることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 16 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて
甲乙協議の上解決するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名捺印の上各自 1 通
を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 (甲)

東京都武蔵村山市学園 4-10-1
社会福祉法人 鶴風会 東京小児療育病院
理事長 松尾 賢二

受注者 (乙)